

持参いただくもの (各区分共通)

- ①対象者の健康保険証
 - ②印鑑 (スタンプ式不可)
 - ③本人または保護者名義の預金通帳もしくはキャッシュカード
 - ④マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード・通知カード)
- ①～④ (各区分共通) のほかに、
- ひとり親家庭の方…戸籍 ●妊産婦の方…母子健康手帳
 - 重度心身障がいの方…身体障害者手帳など障害の程度を証明する書類
- など対象区分により必要な書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

医療福祉費支給制度をご存知ですか?

町では、医療福祉費支給制度に該当する方へ、健康保険が適用となる入院費・外来診療費 (調剤も含まれます) について助成しています。

下記の該当要件に当てはまり、まだ申請をしていない方は、保険年金課までお越しください。(申請日から該当となりますので、早めに申請を行ってください。)

マル福制度

医療福祉費支給制度 (マル福) のご案内

問い合わせ先
役場保険年金課 医療福祉係
☎68-2211 (内線237・238)

制度区分	対象者の区分	所得制限	要件および期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳交付日の属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日
	小児		出生の日から高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当は、入院のみ助成
	重度心身障がい者		①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはAに該当される方 ③国民年金等の障害年金が1級に該当している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方 (4月1日から追加) など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療被保険加入者』に限り対象となります。
	ひとり親家庭の母子・父子		子が18歳になる学年末まで (重度障害の場合および高校在学の場合は20歳まで)
町の制度	特例小児	なし	①出生の日から高校生年齢相当の学年末までで、県の制度が非該当の方 ②中学生・高校生年齢相当の外来診療費

集団健診のお知らせ

町では、6月11日 (火) ~ 20日 (木) の間、集団健診を次のとおり行います。

受診対象者

- 40歳以上の国民健康保険加入者
 - 後期高齢者医療制度加入者
- ※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックを受診する方は除きます。
- ※対象者には、5月下旬に町より受診券を郵送します。
- ※被用者保険 (協会けんぽ、健保組合、共済組合) の被扶養者の方、および国保組合の被保険者の方で、受診券に (集合B) と記載されているものをお持ちの方も受診できます。
- 詳細は、それぞれご加入の保険者にお問い合わせください。



問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険係
☎68-2211 (内線248)

健診内容

- 問診 ●身長 ●体重 ●腹囲 ●血圧
 - 尿 (糖・たんぱく) ●心電図 ●貧血
 - 眼底 ●血清クレアチニン ●尿酸
 - 血液 (コレステロール・糖・中性脂肪・AST・ALT・γ-GT)
- ※同日程で結核・肺がん検診、肝炎検診、前立腺がん検診、大腸がん検診も受診できます。(26~27ページ参照)

日程表

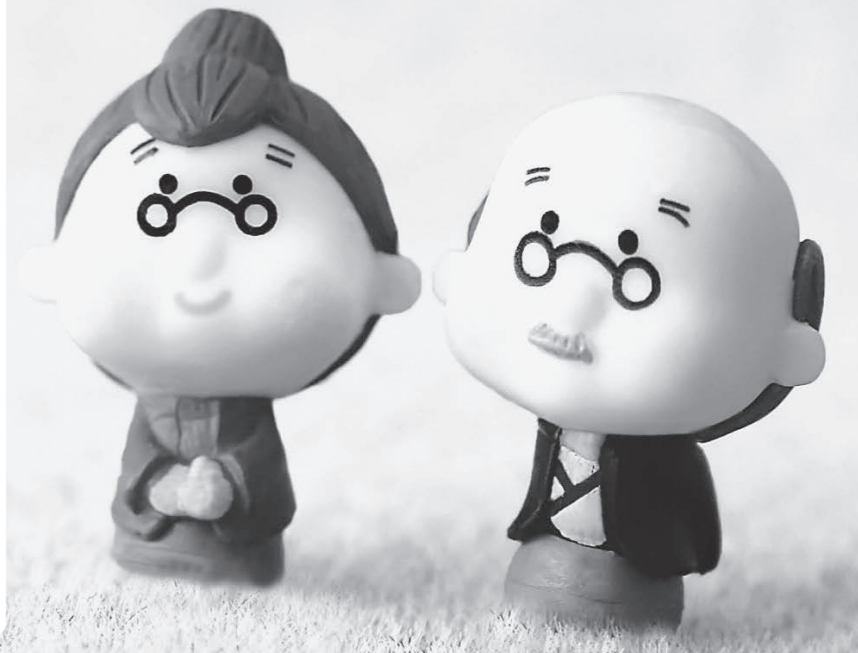
日程	場所	受付時間・持ち物
6月11日 (火)	利根町公民館	【午前】 午前9時~10時30分
12日 (水)		【午後】 午後1時~2時30分
13日 (木)		【受診方法】 日程表の受付時間内に、受診券、被保険者証、検査費用 (各種受診券に記載されている個人負担額) をご持参ください。
14日 (金)	利根町民	※予約は不要です
16日 (日)	すこやか交流センター	
17日 (月)	文間地区農村集落センター	
18日 (火)	利根町公民館	
19日 (水)	利根町生涯学習センター	
20日 (木)		

後期高齢者医療保険料の軽減割合変更のお知らせ

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方 (世帯) や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険 (被用者保険) の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行に当たり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。



①均等割額の軽減

平成30年度

世帯 (被保険者と世帯主) の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (※その他各種所得がない場合)	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+ 「27万5000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+ 「50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

令和元年度 ※朱書きの下線部が変更点になります。

世帯 (被保険者と世帯主) の総所得金額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (※その他各種所得がない場合)	<u>8割</u>	<u>7,900円</u>
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+ 「 <u>28万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+ 「 <u>51万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

上記の表のとおり、これまで9割軽減となっていた方は、今年度8割軽減に変わります。この見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充 (予定) や、10月から始まる年金生活者支援給付金 (基準額月5,000円) とあわせて実施されるものです。

②加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。
(軽減後の年間保険料: 19,700円)

均等割額が加入後2年間に限って5割軽減され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料: 19,700円)

※平成29年3月31日までに被扶養者軽減の対象となった方は、平成30年度をもって被扶養者軽減の期間が終了となります。

問い合わせ先 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
保険料の納付について 役場保険年金課 後期医療係 ☎68-2211 (内線239)